

## 米子市交通バリアフリー基本構想の見直しについて

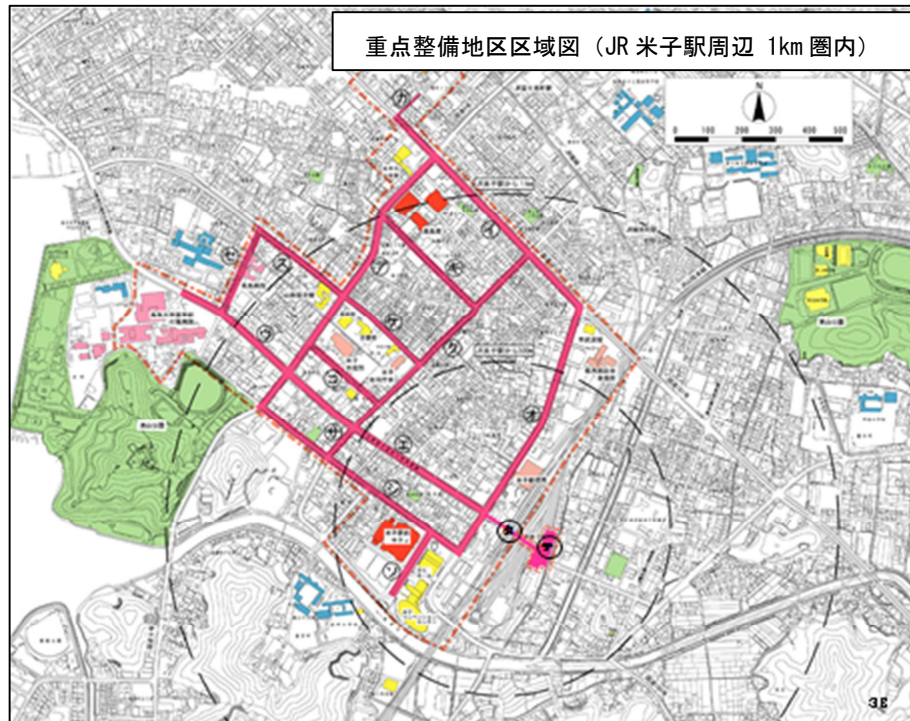
### 1. 米子市交通バリアフリー基本構想とは

わが国では、諸外国に例を見ないほど急速な高齢化が進展し、また、ノーマライゼーションの考えが広まる中、誰もが安心して活動し社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となり、平成6年に「ハートビル法」、平成12年に「交通バリアフリー法」が施行され、平成18年には2つの法律を統合・拡充した「バリアフリー新法」が制定された。

米子市では、市中心部でのバリアフリー化の改善の必要性が高く、都市機能の充実や快適な都市環境の整備の要望の高まりを受けて、バリアフリー新法に基づき、平成21年に「米子市交通バリアフリー基本構想」を策定した。

この基本構想はJR米子駅周辺を重点整備地区として選定し、バリアフリーに関する整備方針を定め、重点的、一体的な施策の推進を図るとともに、関係機関の役割を明確化し、本市におけるバリアフリー化の効果的な促進を目指している。

また、旅客施設や公共施設、日常生活関連施設等の主要施設を結ぶルートとして設定し、バリアフリー化を推進している。



また、米子市交通バリアフリー推進協議会は、この基本構想に基づいて実施された事業の成果に対する評価及び進捗状況等について確認・検討することを目的としており、現地点検及び会議を開催し、バリアフリー化の推進状況の確認や新たな問題点等への取組について検討を行っている。

## 2. 米子市交通バリアフリー基本構想見直しの背景

米子市が基本構想を策定後、国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、全国で更にバリアフリー化を推進させるため、平成30年と31年にバリアフリー法の一部を改正する法律が施行された。その後、令和2年と3年には、心のバリアフリーに係る施策などを強化するためバリアフリー法の一部を改正する法律が施行された。

これら法律の改正や社会情勢の変化をもとに、本市においてもより一層のバリアフリー化を進めていくため、基本構想の見直しを行う。

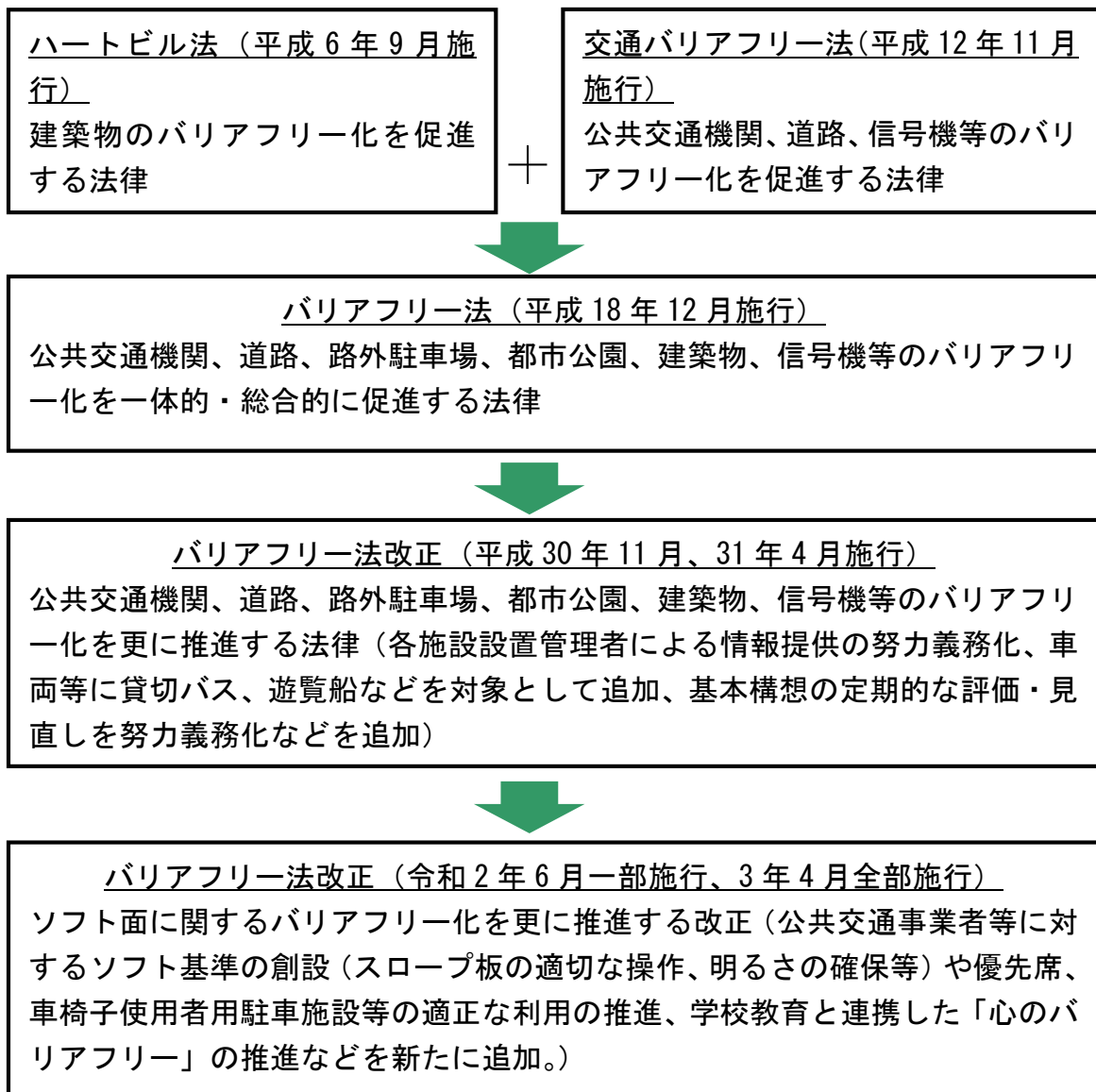


図1 バリアフリーに関する法律の流れ

**3. 見直しの基本的な考え方**

- ・ 法改正に伴う項目の追加
- ・ 他の関連計画との整合

**4. 今後のスケジュールについて(別紙「スケジュール」参照)**

**5. 今後の取組について(各団体へのお願い)**

スケジュール：バリアフリー基本構想の見直し

年月		R5年度												R6年度																			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
見直し作業			●	●→ 他市計画調査研究・現況把握！					●	●→ 作成方針・たたき台の作成				●	●→ 中間とりまとめ案作成				●	●→ 最終案作成			●	●→ バズコミ			●	●→ 最終調整			●	●→ 改定	
関係者協議	障がい者団体								●	●→ 協議・調整					●	●→ 協議・調整						●	●→ 確認・調整										
	関係機関（行政・交通事業者等）								●	●→ 協議・調整					●	●→ 協議・調整						●	●→ 確認・調整										
交通バリアフリー推進協議会							▲	▲ 委員任期！						●	● 審議						●	● 審議									●	● 審議	
市議会																					●	● 報告								●	● 報告		